

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第47号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 大和市開発事業の方法及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）第47条の規定による協議に基づいて設置した児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設、同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園又は同法第59条の2第1項の規定による届出のある施設に対して新たに固定資産税（土地及び家屋に係るものに限る。以下この号において同じ。）が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税の全額を免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和州市税条例施行規則第17条の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。